

職 発 0810 第 2 号
開 発 0810 第 2 号
令和 8 年 8 月 10 日

熊本労働局長 殿

職 業 安 定 局 長
(公 印 省 略)
人 材 開 発 統 括 官
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震への対応について（人材開発支援助成金関係）

今般の令和 8 年熊本地震による被災者等（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市区町村に所在する事業主等）への対応として、人材開発支援助成金については、当分の間、下記のとおりとするので、その実施等について遺漏無きようご配慮願いたい。

記

1 取扱いについて

令和 8 年熊本地震の発生前から事業主が開始していた職業訓練等について、被災により訓練等の修了が困難となった場合であっても、当該訓練等に既に要した経費及び賃金は助成対象とすること。

以上